

第59号議案、蒲郡市国民健康保険条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定にされる議員提案により、国民健康保険税の引き下げを行おうとするものです。提案者は、柴田安彦、ひえの佳代の2名です。今回の提案は、医療分の平等割、所得割、資産割の各税率を引き下げるとともに、均等割については子育て世帯に着目した不均一課税を導入することとしています。

特に少子高齢化のすすむ蒲郡市においては、出生を増やすことは高い公益性をもち、あらゆる機会を通じて子どもを生き育てやすい環境を整えることが焦眉の課題となっています。一般的に健康保険や共済保険などでは、子どもが生まれても保険料等が増えることはありませんが、国民健康保険では被保険者均等割が増えることとなります。被保険者からは、こうした格差の解消や負担の軽減を求める声が聞かれ、子育て世帯の負担軽減をおこなう政策的配慮が必要となっています。子育て世帯に配慮した税体系とすることにより、より安心して利用できる国保制度とすることを目指しています。

具体的な改正の内容は、条例案の第一条をご覧ください。

国民健康保険税条例の第3条第1項の改正は、医療分所得割額の引き下げで、税率「100分の7」を「100分の6.9」にします。

第4条の改正は、医療分資産割額の引き下げで、税率「100分の30」を「100分の28」にします。

第5条の改正は、医療分被保険者均等割額の改訂で、「3万円とする」の後に「ただし、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者については課税しない。」を加え、中学生以下の子どもについては均等割がかからないようにするものです。

第5条の2の改正は、医療分世帯別平等割額の引き下げで、「3万4,800円」を「3万3,300円」にします。

第13条の改正は、それぞれ一定所得以下の世帯に対する7割、5割、2割軽減の額を税率の改正にあわせて定めるものです。

第1項第1号は7割軽減対象世帯に関する規定です。アの医療分均等割を規定した部分の「第1条第2項に規定する世帯主」の後に「及び満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者」を加え、中学生以下の被保険者分については算定しないように

改訂します。同様の改訂は、5割軽減を規定した第2号、2割軽減を規定した第3号についても行います。

また、医療分平等割額を引き下げたことに伴い、軽減額についてもその7割、5割、2割とするために、第1号中「2万4,360円」を「2万3,310円」に、第2号中「1万7,400円」を「1万6,650円」に、第3号中「6,960円」を「6,660円」に改めます。

次に、第2条は、蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成19年蒲郡市条例第11号）の第2条を改正するものです。この第2条は、平成20年度に適用する改正部分ですが、このうち医療分所得割額の税率「100分の6.9」、医療分資産割額の税率「100分の29」および医療分世帯別平等割額「3万3,300円」については、今回の改正でそれ以下に引き下げを行っていただきますので、削除するものです。

附則として、この条例は交付の日から施行し、改正後の規定は平成19年4月1日から適用するものです。

また、適用区分として、改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で第59号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。